

「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について  
(平成30年4月6日付札幌第157号)」の解説  
～委託相談支援事業所が行う「業務推進支援」と「後方支援」の具体的役割

【別紙説明資料】

札幌市自立支援協議会相談支援部会  
令和5年3月20日作成

【「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について  
(平成30年4月6日付札幌第157号)」の概要】

- ① 「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」の段から読み取れる内容
  - ・札幌市：「報酬改定による、計画相談の質の向上を目指したい」  
「委託が、困難事例・計画相談対象外事例に迅速に対応できるようにしたい」
  - ・指定にやってほしいこと：計画相談の最前線
  - ・委託にやってほしいこと：相談受け入れ調整、後方支援
  
- ② 「1 委託相談支援事業所の役割」から読み取れる内容
  - ・委託：指定と連携 + 指定への業務推進支援（相談受け入れ調整含む）をする
  - ・委託：地域における相談支援の円滑な遂行に配慮
  - ・委託：他の事業所で対応可能な相談支援について適切に引き継ぐ
  - ・委託：緊急性のある相談支援を積極的かつ真摯に引き受ける
  - ・委託：他の事業所で対応困難な相談支援（計画相談支援の対象とならない事例等）を積極的かつ真摯に引き受ける
  
- ③ 「2 委託相談支援事業所以外の指定特定（障害児）相談支援事業所の役割」から読み取れる内容
  - ・指定：可能な相談体制の充実・強化
  - ・指定：委託との連携強化
  - ・指定：計画（障害児）相談支援の依頼に適切に対応
  
- ④ 「3 具体的な連携方法」から読み取れる内容
  - ・ネットワークを使う
  - ・委託が中心
  - ・地域の実情に合わせた方法でレベルアップ
  - ・より多く計画相談契約者数が増えると良い